

# インターネットEBプロご利用規定

## 第1条(サービス形態)

1.インターネットEB プロ(以下「本サービス」といいます)は、契約者ご本人(以下「契約者」といいます)が占有・管理するパソコン等の端末機(以下「パソコン」といいます)により、インターネットを利用して、次の取引を依頼することができるものとします。

### (1) 照会サービス

あらかじめ届け出た契約者名義の口座(以下「照会指定口座」といいます)の残高等の照会を行う取引。

### (2) 振込振替サービス

あらかじめ届け出た口座(以下「支払指定口座」といいます)よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者の指定した当行および他金融機関の国内本支店の口座(以下「入金指定口座」といいます)へ入金する取引。

### (3) データ伝送サービス

#### ①総合振込サービス

契約者からの依頼にとづき、契約者があらかじめ届け出た口座(以下「引落指定口座」といいます)からご依頼金額を引落しのうえ、振込を行う取引。

#### ②給与・賞与振込サービス

契約者からの依頼にとづき、契約者があらかじめ届け出た口座(以下「引落指定口座」といいます)からご依頼金額を引落しのうえ、給与振込を行う取引。

#### ③地方税納入サービス

契約者からの特別徴収地方税の納入の依頼にとづき、当行が手続きを行う取引。

#### ④口座振替サービス

契約者指定の口座振替取引により引落した資金を、契約者があらかじめ指定した当行の口座(以下「振替済資金入金指定口座」といいます)に入金する取引。

#### ⑤集金代行サービス

当行または当行が指定する収納委託会社の提携金融機関の口座から、契約者の指定する口座振替取引により引落した資金を、契約者があらかじめ指定した当行の口座(以下「振替済資金入金指定口座」といいます)に入金する取引。

#### ⑥残高・入出金明細・振込入金照会サービス

あらかじめ届け出た契約者名義の口座(以下「照会指定口座」といいます)の残高・入出金明細・振込入金の照会を電子データにて行う取引。

#### (4) その他当行が定めるサービス

2.本サービスにより利用することのできる照会指定口座、または支払指定口座の科目・預金種類は当行所定のものに限ります。

3.本サービスを利用することのできるパソコンの機種およびソフトウェアは当行所定のものに限ります。

4.本サービスは別途、当行の定める事業者(以下「認証事業者」といいます)が運営する認証サービスを利用するものとします。

5.本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

6.本サービスの利用は日本国内に限ります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.契約者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

## 第2条(本人確認、依頼内容の確定)

1.本サービスを利用する際の本人確認は、認証事業者の行う認証サービスによるものとします。

2.認証事業者は、本人確認方法として電子証明書および接続ID(以下これらを「電子証明書等」といいます)を使用します。電子証明書等の取扱いは、認証事業者の定めに従うものとします。

3.契約者は電子証明書を所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。電子証明書は所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。

4.契約者が本サービスを利用する場合は、電子証明書等、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号(以下これらを総称して「暗証番号等」といいます)、パスワード、ファイルアクセスキーを(以下これらを総称して「パスワード等」といいます)使用し、当行に登録された電子証明書等、暗証番号等およびパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。

(1) 契約者の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。

(2) 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

5.暗証番号等、パスワード等および電子証明書等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連絡番号など、他人に知られやすい番号を暗証番号等やパスワード等として使用することは避けてください。また、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

6.暗証番号等およびパスワード等を失念したり、他人に知られたような場合、またはその恐れがある場合は、すみやかに当行まで届け出の上、変更を行ってください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄、遺失、盗難等により契約者が管理できない状況になった場合には、契約者は所定の方法により、届出を行い電子証明書の失効を申し出るものとします。契約者がこの失効を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、所定の方法により電子証明書の再発行を受けていただく必要があります。

8.契約者が暗証番号等およびパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

## 第3条(利用限度額)

1.契約者があらかじめ「振込振替サービス」における取引1回あたりの利用限度額(以下「限度額」といいます)を、書面により届け出た金額を利用限度額とします。

2.限度額を変更する場合は、当行へ当行所定の書面により届け出るものとします。

3.限度額を超える取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

## 第4条(照会サービス)

1.受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消することができます。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

2.契約者は、残高等の口座情報が当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第5条(振込振替サービス)

1.本サービスにおける振込振替取引は、次により取扱います。

(1)「振替」…支払指定口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合における資金移動。

(2)「振込」…上記以外の口座間における資金移動。

2.支払指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱つたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3.入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行所定の書面により入金指定口座を届出する方法(以下、「事前登録方式」といいます)、および契約者が振込の都度、入金指定口座を指定する方法(以下、「都度指定方式」といいます)があります。なお、契約者は、都度指定方式による振込振替は一見の振込に振込が可能となるリスクがあることを理解のうえ、契約者自らの責任において利用するものとします。

4.依頼内容については、当行が1件毎に最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。

5.依頼内容が確定した場合、当行は直ちに(振込予約の場合は振込指定日に)支払指定口座から振込金額または振替金額を引落すのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

6.支払指定口座からの振込資金または振替資金の引落しにあたっては、当行の各種預金規定、当座勘定貸越約定等にかかるわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

7.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。

8.振込・振替資金は、入金指定口座元帳に金額記載されたうえでなければ支払資金としません。

9.以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱いはできません。

(1)振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。以下同じ。)を超えるとき。ただし、振込指定日における振込予約の依頼合計が支払指定口座より払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを振込または振替えるかは当行の任意とします。

(2)支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。

(3)契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

(4)入金指定口座の預金名義人より入金禁止の手続きがとられているとき。

(5)差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

(6)本利用規約に反して、利用されたとき。

10.入金指定口座への入金ができない場合には、振込取引または振替取引はなかったものとします。

11.振込手数料を取消す場合は、振込指定日の前営業日の当行所定の時刻までは契約者のパソコンから、取消依頼を行うことができますが、それ以降は後記第12条に規定する「組戻し」により取扱うものとします。

6.総合振込サービス

総合振込は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「総合振込に関する協定書」の定めによるものとします。

1.同一の日を振込指定日として複数の異なる受取人に対して振込を行う場合は、本条の総合振込により行ってください。

2.本サービスにより総合振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に引落指定日、引落件数、引落合計金額をファクシミリで当行に通知してください。

3.振替済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱つたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.契約者は、支払から預金口座振替の依頼を受けたときは、当行所定の預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます)の提出を受け、当行へ提出してください。なお、口座振替の引落指定口座(以下「引落指定口座」といいます)は、当行の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。

5.振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。

6.契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ受信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

7.総合振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

8.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。

9.受取人に於ける振込の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

10.振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手数料により処理します。

11.契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ受信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

7.給与・賞与振込サービス

給与・賞与振込(以下「給与振込等」といいます)は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間に締結した「給与振込に関する協定書」の定めによるものとします。

1.本サービスにより給与振込等を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

2.給与振込等は、契約者の役員・従業員(以下「受給者」といいます)に対する報酬・給与・賞与(以下「給与」といいます)の振込に限ります。

3.引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱つたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.振込指定口座は、当行の本支店及び全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の普通預金、当座預金および貯蓄預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。

5.振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。

6.振込資金は振込指定日の前営業日までに届出の口座に入金するものとし、当行所定の日時に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込等のお取扱いができない場合があります。

7.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

8.書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。

10.受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時とします。

11.契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「組戻し」により取扱うものとします。

9.第8条(地方税納入サービス)

地方税納入サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「地方税納入サービスに関する契約書」の定めによるものとします。

1.本サービスにより地方税納入を依頼する場合は、当行所定の日時までに行って下さい。

2.地方税納入サービスとは、依頼人がパソコン等を通じてインターネットにより当行に特別徵収方税の納入の依頼を行い、当行が手続きを行なうサービスといいます。

3.納付期限日は、毎月10日とし当日が銀行休業日とします。

4.当行が受信した納付明細データに瑕疵があった場合は、依頼人はあらかじめ指定された日時までにすみやかに再伝送してください。

5.引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱つたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.当行は、依頼より当行所定の手数料をいただきます。

7.納付金額ならびに